

2003年7月アルゼンチンの政治情勢

2003年8月作成
在アルゼンチン大使館

1. 概要

キルチネル政権は、政権発足後に矢継ぎ早に実施した一連の改革のうち、健康保険機構（PAMI）の構造改革に本格的に着手し単なる表面的な改革に終わらせないことをアピールした。他方で、キルチネル大統領が個人的に強い関心をもっている軍政期の人権侵害及びイスラエル共済会館爆破事件について、真相究明に尽力することを関係者に約束した。特に、軍政期の人権侵害については、関与した人物の外国への身柄引き渡しを禁ずる大統領令を破棄し、免責法を違憲であると表明するなど大きな前進を見せた。

外交面では、キルチネル大統領は就任後初めて、EU本部を含む英国、仏、西などの欧州主要国及び米国を訪問し各国首脳と会談した。一連の会談において、キルチネル大統領は、IMFとの中期プログラムの合意交渉における支持を要請し、各国首脳から政治的支持を獲得するなど一定の成果を得た。他方で、各国首脳からは、法的安定性及び公共料金の問題が指摘された。個別の問題では、ブレア首相との会談の際に、キルチネル大統領はフォークランド（マルビーナス）領有権問題に関する交渉再開を強く求めた。

2. 内政

（1）司法

（イ）司法弾劾審議

（a）7月3日、下院司法弾劾委員会は、4つの告発を根拠としてモリネ・オコンノル最高裁判長官の弾劾審議を開始することを全会一致で決定した。

（b）10日、下院司法弾劾委員会は、10の告発を根拠とした不適切な職務不履行を理由に、モリネ・オコンノル最高裁判事を弾劾審議に諮ることを決定した。これに対し、同判事は17日、同委員会に答弁書を提出し、確固たる証拠もないのに審議を進める同委員会の委員を非難した。

（c）31日、下院司法弾劾委員会は、不適切な職務不履行を理由にモリネ・オコンノル最高裁判事の弾劾審議を支持する報告書を賛成多数で可決し、同報告書を下院に送付した。

（ロ）最高裁判事の人事

（a）1日、アルベルト・フェルナンデス首相及びベリス司法相は、エウヘニオ・ラウル・サファロニ国立ブエノスアイレス大学法学部・犯罪学科長をナサレノ前最高裁判事の後任候補に決定した旨発表した。

（b）3日、モリネ・オコンノル最高裁判長官は、自らの司法弾劾審議が開始されたことを受けて副長官を辞任した。

（c）4日、最高裁判事は会合を開き、長官の後任人事を協議した結果、ファイト判事を今年11月までの暫定長官に選出した。

(2) 健康保険機構 (PAMI) 改革

10日付け官報に健康保険機構の監査官の任命及び構造機構の骨子を規定した大統領令が掲載された。主要な点は以下のとおり。

(イ) 7月10日より180日間、健康保険機構の再構築及び標準化を目的とした介入を行い、右業務を担当する監査官にゴンサレス・ガビラ現同機構理事長を任命する。

(ロ) 30日以内に経営及び業務を標準化し、サービスに関わる購入及び契約のマニュアルを作成する。

(ハ) 60日以内に一般的な手続きに関するマニュアルを作成する。

(ニ) 90日以内にサービス提供を監視するシステム及びサービスの効率性を計る統計システムを構築する。

(ホ) 120日以内に現在までの収支勘定を標準化、同機構のデータを記載した刊行物(月刊)を発行する。

(ヘ) 150日以内に同機構の戦略的再構築を目的とした基準を定める。

(ト) 上記目的を遂行するにあたって監査官に助言を行う審議会を創設する。

(3) 人権

(イ) 8日、ガルソン西判事は、亜軍政期の西国籍者への人権侵害を根拠として、亜政府に対し1人の民間人を含む元軍人48名の身柄引き渡し(内2名は死亡)及び98名の被告人への26億4800万ユーロ相当の資産差し押さえを要求した。

(ロ) 24日、カニコバ・コラル連邦予審判事は、ガルソン西判事のインターポールを通じた要請を受けて、46名の亜人(元軍人及び民間人)に対する予防拘禁の命令を下した。

(ハ) 25日、キルチネル大統領は、亜軍政期の人権侵害に関与した人物について外国への引渡しを禁ずる大統領令(1581/2001)を破棄する大統領令に署名し、28日付け官報に右大統領令が掲載された。

(ニ) 30日、キルチネル大統領は、軍政期の人権侵害に関与した人物は国内で裁かれるべきであり、終結法及び服従法の二つの免責法は違憲であるとの見解を示した。

(4) イスラエル共済会館爆破 (AMIA) 事件

(イ) 18日、イスラエル共済会館爆破事件9周年式典が行われ、キルチネル大統領が出席した。式典後の記者会見で、キルチネル大統領は、(真相が究明されなかった)従来の調査を国家の恥とした上で、国策として同事件の解決に全力を尽くす旨約束した。

(ロ) 22日付け官報に、同事件に関連して連邦警察、国境警備隊及び水上警察が所有する全資料に司法当局がアクセスできる大統領令が掲載された。

(5) 地方の動向

(イ) フォルモッサ州

7日、州制憲議会は、州知事の再選を無期限とした州憲法を制定し閉会した。

(ロ) コルドバ州

12日、デラソタ（ペロン党）が州知事に再任し、就任演説で当面の課題は治安対策及び汚職撲滅であると強調した。

3. 外交

(1) キルチネル大統領の欧州歴訪

(イ) 英国

7月11日から15日にかけて、キルチネル大統領は「中道左派サミット」に出席するため英国を訪問した。同行者は、クリスティーナ大統領夫人（上院議員）、アセベド国家情報庁長官、イカスリアガ・サンタクルス州知事で、14日よりビエルサ外相及びパンプーロ国防相が合流した。キルチネル大統領は13日、ブレア首相と会談を行い、フォークランド（マルビーナス）領有権問題に関する交渉再開及び同諸島の排他的経済水域における漁業権を求めた。これに対して同首相は明確な回答を避けたが、大統領選挙での勝利に対し祝福の意が表明された。

14日には、ルーラ伯大統領及びラゴス智大統領との朝食会に出席し、インフラ統合等のメルコスールの統合に関し意見交換を行った。「中道左派サミット」では、キルチネル大統領は、90年代の新自由主義的経済モデルからの決別を訴え、IMFに対してこれまでの過ちを認めるべきであると痛烈に批判した。その後、シュレーダー独首相と会談し、IMFとの交渉における支持を獲得したほか、ブレア首相との2度目の会談では、改めてフォークランド（マルビーナス）領有権問題に関する交渉再開及び同諸島の排他的経済水域における漁業権を要求した。

(ロ) EU

15日、キルチネル大統領一行は、ブラッセルに向かい、ラバーニャ経済相と合流した後、プロディーEU委員長と会談した。同会談で、プロディーEU委員長は、民営化企業が要求する公共料金の引き上げ問題や欧州企業への差別的扱いについて懸念を表明した。その他、両人は、EUとメルコスールの関係強化の重要性を確認し、両地域の通商問題について意見を交わした。

(ハ) 仏

15日、16日の両日、キルチネル大統領一行は、仏を訪問した。滞在期間中、「五月広場の母たち」と急遽会合を持ったほか、シラク大統領、ラファリン首相、Hollande 社会党書記長と個別に会談した。16日に行われた首脳会談で、シラク大統領はIMFとの交渉における支持を表明したほか、軍政期の人権侵害に関し司法制度の再建を要請し、免責法について憲法上の疑念を感じると述べた。その他、同席していたド・ヴィルパン仏外相より、亜の法的安定性及び公共料金の凍結について懸念が表された。また、キルチネル大統領は、

仏企業との会合を直前にキャンセルした。

(二) 西

16日、17日の両日、キルチネル大統領一行は西を訪問し、アスナール首相、カルロス国王及びサパテロ社労党書記長と個別に会談したほか、西経団連（CEOE）との会合に出席した。17日に行われた首脳会談で、アスナール首相はIMFとの交渉における支持を表明したほか、亜が今後回復することを望んでいると述べた。それに対しキルチネル大統領は、2001年12月以降の危機的状況において西が支持したことに謝意を表した。その他、アスナール首相は、メルコスール・EU間の貿易促進を薦め、亜における法的安定性の重要性を指摘した際に亜で逮捕されたETAメンバーの身柄引き渡しを要請した。西経団連との会合に出席したキルチネル大統領は、法的安定性及び公共料金問題で強い要望を受け、激しく反論した。

(2) キルチネル大統領の米国訪問

22日から23日にかけてキルチネル大統領は、米国を訪問した。同訪問には、クリスティーナ大統領夫人（上院議員）、ラバーニャ経済相、アルベルト・フェルナンデス首相、アセベド国家情報庁長官、カマーニョ下院議長らが同行した。ビエルサ外相は、21日より米国を訪問しており、翌22日より一行に合流した。

23日、首脳会談が30分近くに亘ってホワイトハウスで行われた。冒頭、両首脳は冗談を交えてながら簡単な自己紹介を行った。その後、ブッシュ大統領は亜経済の回復を歓迎し、IMFとの早期合意を支持する旨表明した。これに対し、キルチネル大統領は、民間債権者との交渉における国際社会の理解を求めたほか、国際テロ対策を支持することを表明した。会談後には、キルチネル大統領が単独で記者会見を行い、今回の会談を高く評価するとともに、ブッシュ大統領から無条件の支持を得た旨強調した。首脳会談には、米国側からパウエル国務長官、スノー財務長官、ライス大統領補佐官（国家安全保障担当）、ゼーリック通商代表部代表が同席した。その他、キルチネル大統領は、イグレシアスIDB総裁と会談した。

24日、キルチネル大統領一行はニューヨークに移り、米州評議会の会合に出席したほか、「グラウンド・ゼロ」を視察し、同地ユダヤ・コミュニティの幹部と会談した。

(3) ビエルサ外相の欧州歴訪

(イ) 伊

17日、ビエルサ外相はキルチネル大統領一行と別れて伊を訪問し、滞在中フランティエーニ外相と会談し、IMFとの交渉における支持を得た。両国外相は、亜運転免許証の伊での効力認定、宇宙開発に関する二国間協力などの協定に署名したほか、キルチネル大統領の伊訪問の日程を調整し、伊民間債権者との再編交渉及び公共料金問題について協議した。

(ロ) 西

18日、ビエルサ外相は西を訪問し、パラシオ外相と会談し、二国間関係を中心に意見を交わした。前日に行われたキルチネル大統領と企業家との会合に関して両者の間に緊迫した状況が生じたことを受けて、ビエルサ外相は西企業に被害を与える政策をとるつもりは全くないとキルチネル大統領を擁護した。他方、パラシオ外相は、キルチネル政権が法的安定性を確保し、公平かつ合理的な合意に至る努力をしていることに満足していると応えた。

(ハ) ポルトガル

19日、20日両日、ビエルサ外相はポルトガルを訪問した。19日にはマルティンス・ダ・クルス外相と会談し、2004年第一四半期に合意が見込まれているメルコスール・EU間のFTA交渉に関して協議した。

(4) ウルグアイ

10日、オベルティ外相は亜を訪問し、ビエルサ外相と会談した。右会談において、二国間関係を中心に意見交換が行われたほか、オベルティ外相からは中南米諸国による安保理常任理事国議席の獲得及び議席のローテーション制への支持表明がなされた。

(5) ベネズエラ

31日、ロイ・チャデルトン外相が訪亜し、ビエルサ外相と会談した。右会談では主に8月17日に予定しているチャベス大統領の訪亜に関して協議が行われた。

(6) 中国

11日、12日の両日、李長春・中国共産党政治局常務委員を団長とする通商ミッションが亜を訪問した。同団長は11日、シオリ副大統領と会談し、ビエルサ外相主催の昼食会に出席したほか、12日には議会関係者との会合に出席した。

(7) 要人来往

(イ) 来訪

10日 オベルティ・ウルグアイ外相

11、12日 李長春・中国共産党政治局常務委員

25日 メル仏経済相

31日 チャデルトン・ベネズエラ外相

(ロ) 往訪

11－15日 キルチネル大統領及びビエルサ外務大臣、「中道左派サミット」に出席し、ブレア首相と会談するため英国へ

15日 キルチネル大統領、ビエルサ外務大臣及びラバーニャ経済大臣、プロディーEU委員長と会談するためベルギーへ

15、16日 キルチネル大統領、ビエルサ外務大臣及びラバーニャ経済大臣、シラク大統領、ラファリン首相と会談するため仏へ

15-20日 パンプーロ国防大臣、国連平和維持活動に参加している亜軍を視察するためキプロスへ

17日 ビエルサ外務大臣、フランティーニ外相と会談するため伊へ

16、17日 キルチネル大統領及びラバーニャ経済大臣、アスナール首相、カルロス国王と会談するため西へ

18日 ビエルサ外務大臣、パラシオ外相と会談するため西へ

19、20日 ビエルサ外務大臣、マルティンス・ダ・クルス外相と会談するためポルトガルへ

21-24日 ビエルサ外務大臣、亜米首脳会談の準備及び同会談に同席するため米国へ

22-24日 キルチネル大統領、ラバーニャ経済大臣及びアルベルト・フェルナンデス首相、ブッシュ大統領との会談のため米国へ

28-29日 ラバーニャ経済大臣、WTO 非公式閣僚会議に出席するため加へ

(8) 8月の主要外交日程

(イ) 来訪

4日 スパチャイWTO事務局長

16-20日 チャベス・ベネズエラ大統領

18-20日 ノリエガ米国国務次官補

18-19日 茂木外務副大臣

28-29日 ラゴス・チリ大統領

(ロ) 往訪

2日 ビエルサ外相、ラゴス大統領との会談のためチリへ

4日 ビエルサ外相、メルコスール・アンデス共同体(CAN)外相会合出席のためウルグアイへ

15日 キルチネル大統領、ビエルサ外相ドゥアルテ・パラグアイ新大統領の就任式出席のためパラグアイへ

27日 ビエルサ外相、アルベアル・チリ外相との会合のためチリへ